

本巢市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

平成 16 年 2 月 1 日、3 町 1 村（本巢町、真正町、糸貫町、根尾村）が合併し、本巢市が誕生して以降、旧町村役場庁舎を活用した分庁舎方式により行政運営を進めて来ました。

その後、平成 29 年度の本巢市庁舎統合検討有識者会議、平成 30 年度の本巢市庁舎整備検討委員会における一連の検討結果を踏まえ、今後、老朽化した庁舎の現状から、市が抱える人口減少、少子・高齢化や東海環状自動車道整備などの社会環境の変化や、市民サービスの維持・向上、自然災害に対する市民の安全・安心の確保、危機管理体制の強化及び行財政の効率化を目指して、新たな庁舎（新庁舎）を整備することとなり、本年度、本巢市庁舎整備基本方針を策定したところであります。

本プロポーザルは、このような経緯、基本方針や本市の地域特性など十分に理解するとともに、豊かな創造性と高い技術力、豊富な経験を有する優れた設計を選定することが重要であり、令和 5 年度まで延長となった合併特例債の活用を考慮し、事業工程の短縮を図るため、基本計画の策定と基本設計を一連の業務として実施するものであります。

2 業務の概要

(1) 業務名

本巢市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務

(2) 業務内容

本巢市庁舎の建設に係る基本計画策定及び基本設計

※詳細は「本巢市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 26 日まで

ただし、基本計画策定については、令和 2 年 6 月 30 日までとする。

(4) 委託金額（提案参考額）

75,482 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 選定方式

公募型プロポーザル

3 事業計画の概要

(1) 建設予定地

参加表明書を提出した事業者により、後日示すこととする。

(2) 敷地面積

概ね 23,000 m²

(3) 地域地区等

- ・特定用途制限地域 幹線道路沿道地区Ⅱ型（都市計画変更予定で令和 2 年末決定予定）
- ・建ぺい率 60%
- ・容積率 200%

- ・日影規制 日影測定高さ 4mで敷地境界から 5～10mの範囲の日影時間は 5 時間、敷地境界から 10m を超える範囲の日影時間は 3 時間

(4) 整備方針

別紙「本巢市庁舎整備基本方針」による

(5) 延床面積

概ね 8,000 m²

(6) 概算工事費

35 億円程度（庁舎工事費（建築、設備、外構工事））

(7) 担当部署

本巢市総務部総務課管財契約係

住 所 〒501-1292 岐阜県本巢市文殊 324 番地

電 話 （0581）34-5021（直通）

F A X （0581）34-5034

e-mail : soumu@city.motosu.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次に掲げる条件を全て満たす単独企業とする。

- ① 本公告日において、本巢市契約規則（平成 16 年本巢市規則第 42 号）第 21 条第 2 項に基づいて調製した本巢市指名競争入札参加者名簿の測量・建設コンサルタント等業務に登録されていること。
- ② 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ⑤ 本公告日から契約締結までの間において、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成 16 年本巢市訓令甲第 19 号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 本巢市暴力団排除条例（平成 24 年本巢市条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑧ 平成 16 年 4 月 1 日以降に単独企業又は共同企業体の代表構成員として、平成 31 年度国土交通省 告示第 98 号別添二の建築物類型のうち、第四号第 2 類に分類される施設で、延床面積 8,000 m²以上の施設で国又は地方公共団体の庁舎新築工事（議会

機能を持ち、行政事務室及び住民窓口を主としたもの)に係る建築設計業務(基本設計又は実施設計業務)を元請けで受託し、本公告日において当該設計業務が完了している実績のある者であること。(本社又は営業所の実績含む。)

5 業務実施上の参加条件

本業務の実施に当たって、次の各号のいずれも満たさなければならない。

(1) 配置予定技術者の条件等

管理技術者と分担業務分野の主任技術者は、本公告日において参加希望者と3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる資格及び実績を有する技術者を配置すること。なお、①から⑤の配置技術者の兼務は認めない。

① 管理技術者

一級建築士の資格を有し、平成16年4月1日以降に延床面積8,000㎡以上の公共施設の新築又は改築(増築の場合は増築の部分に限る。)に係る基本設計又は実施設計業務を管理技術者又は主たる分担業務分野の主任技術者として携わった実績を有する管理技術者を配置すること。

② 建築(総合)主任技術者

一級建築士の資格を有し、平成16年4月1日以降に延床面積8,000㎡以上の公共施設、民間事務所の新築又は改築(増築の場合は増築の部分に限る。)に係る基本設計又は実施設計業務に携わった実績を有する建築(総合)主任技術者を配置すること。

③ 建築(構造)担当主任技術者

構造設計一級建築士の資格を有し、平成16年4月1日以降に延床面積5,000㎡以上の公共施設、民間事務所の新築又は改築(増築の場合は増築の部分に限る。)に係る基本設計又は実施設計業務に携わった実績を有する建築(構造)担当主任技術者を配置すること。

④ 電気設備担当主任技術者

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、平成16年4月1日以降に延床面積5,000㎡以上の公共施設、民間事務所の新築又は改築(増築の場合は増築の部分に限る。)に係る基本設計又は実施設計業務に携わった実績を有する電気設備担当主任技術者を配置すること。

⑤ 機械設備担当主任技術者

設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、平成16年4月1日以降に延床面積5,000㎡以上の公共施設、民間事務所の新築又は改築(増築の場合は増築の部分に限る。)に係る基本設計又は実施設計業務に携わった実績を有する機械設備担当主任技術者を配置すること。

⑥ 本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定技術者は、本巢市が合理的な理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。

※1「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。

※2「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は次表のとおりで、「主たる分担業務分野」とは建築（総合）とする。

| 分担業務分野 | 業務内容 |
|--------|---|
| 建築（総合） | 平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添 1 第 1 項第 1 号ロ(1)表中(1)総合 |
| 建築（構造） | 同表中(2)構造 |
| 電気設備 | 同表中(3)設備(i) |
| 機械設備 | 同表中(3)設備(ii)(iii)(iv) |

※4「公共施設」とは、平成 31 年度国土交通省 告示第 98 号別添二の建築物類型のうち、第四号第 2 類に分類される施設で、国又は地方公共団体の所有する施設とする。

※5「民間事務所」とは、平成 31 年度国土交通省 告示第 98 号別添二の建築物類型のうち、第四号に分類される施設で、民間が所有する施設とする。

(2) その他業務上の条件

- ① 主たる分担業務分野は再委託しないこと。
- ② 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

6 参加表明書及び企画提案書の提出方法等

実施要領等の配布期間

令和元年 10 月 11 日(金) から令和元年 10 月 30 日 (水) まで
本巢市ホームページから入手すること。

(1) 参加表明書の提出

- ア. 提出期限 令和元年 10 月 30 日 (水) 17 時 00 分 (必着)
- イ. 提出先 3(7)の担当部署
- ウ. 提出書類 参加表明書 (様式第 1) 1 部
同種・類似業務実績調書 (様式第 2) 10 部
実施体制調書 (様式第 3) 10 部
管理技術者の経歴調書 (様式第 4) 10 部
各主任担当技術者の経歴調書 (様式第 5) 10 部
各調書に係る証明資料 各 10 部
 - ・一級建築士事務所の登録通知書の写し
 - ・業務実績を証明する書類の写し

- ・各技術者の業務実績を証明する書類の写し
- ・各技術者の資格免許証の写し
- ・雇用を証明する資料（労働者名簿又は雇用保険）の写し

※提出書類については、特に指定のない場合はA4判(縦向き・片面)の用紙を使用し、横書き左綴じとする。なお、ファイル等には綴じ込まないこと。

エ. 提出方法 持参（開庁日の9時～17時）又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。）

(2) 企画提案書の提出

① 8(1)により企画提案書の提出を要請された者は、次の書類を提出する者とする。

ア. 提出期限 令和元年12月2日（月）17時00分（必着）

イ. 提出先 3(7)の担当部署

ウ. 提出書類 企画提案書（様式第6、1部・6-1～6-5、各10部）

参考見積書（任意様式）1部（内訳書を添付すること）

エ. 提出方法 持参（開庁日の9時～17時）又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。）

オ. その他 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

② 企画提案書の内容

ア. 様式第6-1「業務の取組姿勢及び実施体制」

本業務に対する取組姿勢及び実施体制について、業務内容をどのように認識し、どのように取り組むのか、またその実施体制について提案すること。

イ. 様式第6-2「本巢市庁舎整備基本方針を実現する具体的な整備方法」

本巢市庁舎整備基本方針の整備方針や庁舎の構想、用地選定方法など具体的な整備方法について提案すること。

ウ. 様式第6-3「事業費の縮減、ライフサイクルコストの縮減の考え方」

事業費、ランニングコストなどのライフサイクルコスト縮減のための方法について提案すること。

エ. 様式第6-4「利用しやすく市民に親しまれる庁舎の考え方」

市民、職員が利用しやすく、親しまれる庁舎の考えについて提案すること。

オ. 様式第6-5「防災拠点として有効な庁舎の考え方」

有事の際、市の防災拠点となる庁舎。その有効な活用法や考え方について提案すること。

カ. その他

様式第6-1、6-2はA3判各1枚とし、様式第6-3～6-5はA4判各1枚とする。

また、提出書類の視覚的表現については、文書を補完するためのイラスト、スケッチ、イメージ図は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図書、模型、模型写真などの使用は不可とし、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

なお、様式第 6-1～6-5 については、企業名等を入れない、どの企業かが容易に判断できる表現はしないこととする。

(3) 質問書の提出

① 参加表明書等に関する質疑の受付

ア. 提出期限 令和元年 10 月 21 日（月）17 時 00 分（必着）

イ. 提出先 3(7)の担当部局に同じ

ウ. 提出書類 質問書（様式第 7） 1 部

エ. 提出方法 メール、FAX、持参若しくは郵送

（なお、持参以外の場合は、到着確認を行うこと。）

オ. 質疑回答 令和元年 10 月 25 日（金）17 時 00 分までにホームページ上において、「質疑と回答」を掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

② 企画提案書等に関する質疑の受付

ア. 提出期間 令和元年 11 月 7 日(木)～令和元年 11 月 11 日（月）17 時 00 分（必着）

イ. 提出先 3(7)の担当部署

ウ. 提出書類 質問書（様式第 7） 1 部

エ. 提出方法 メール、FAX、持参若しくは郵送

（なお、持参以外の場合は、到着確認を行うこと。）

オ. 質疑回答 令和元年 11 月 15 日（金）17 時 00 分までにホームページ上において、「質疑と回答」を掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

7 受託者の選定

本業務の選考は、次の方法により実施する。

4 の参加資格要件を満たす者に対し、第一次審査を行い、第一次審査選定者に対し企画提案書の提出を求め、プロポーザル審査委員会により第二次審査を行う。なお、評価基準は 11 に定めるとおりとし、各審査委員の評価点を合計し、審査委員会の合議の上、総合得点（一次・二次審査を合算）の最も高い提案をした者を最優秀提案者、次点者を優秀提案者として受託候補者に特定する。ただし、総合得点が 1 位、2 位の場合でも、仕様書に合わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、最優秀提案者、優秀提案者として選定しないことがある。

8 審査方法

(1) 第一次審査(書類審査)

提出された参加表明書(様式第2~5)について審査する。

- ① 実施日 令和元年10月31日(木)~令和元年11月5日(火)
- ② 第一次審査選定者 5者程度選定
- ③ 審査結果通知書 令和元年11月6日(水)に発送

(2) 第二次審査

- ① 実施日 令和元年12月上・中旬
- ② 実施会場 本巢市役所本庁舎 2階第1・2会議室(本巢市文殊324番地)
- ③ 対象者 第一次審査選定者
- ④ 実施方法 プレゼンテーション、ヒアリングによる最終審査
- ⑤ 実施内容 企画提案書による説明を実施し、その後審査員が質疑を行う。時間は1者30分程度(説明20分/質疑10分)
- ⑥ 出席者等 説明者は当設計を担当する管理技術者とし、出席者は管理技術者を含めて4人以内とする。プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とする。ただし、スクリーンとプロジェクターは市が用意し、接続するパソコンは企画提案者が持参すること。なお、パソコン設置準備時間はプレゼンテーションの時間から除く。
- ⑦ 結果通知 令和元年12月中旬
提出された企画提案書が特定された者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ⑧ その他 日時等詳細については、別途通知する。

9 提出書類一覧

| 提出書類 | 提出部数 |
|---------------------|---------------|
| 参加表明書(様式第1) | 1部 |
| 同種・類似業務実績調書(様式第2) | 10部 |
| 実施体制調書(様式第3) | 10部 |
| 管理技術者の経歴調書(様式第4) | 10部 |
| 各主任担当技術者の経歴調書(様式第5) | 10部 |
| 各調書に係る証明資料 | 10部 |
| 企画提案書(様式第6,6-1~6-5) | 各10部(様式第6は1部) |
| 参考見積書(任意様式) | 1部 |
| 質問書(様式第7) | 1部 |

※なお、各書類の作成にあたっては、別添資料の「本巢市新庁舎建設基本計画策定・基本設計業務委託提出書類作成要領」を参照すること。

10 スケジュール

| | | 内 容 | 日 時 等 |
|-----------------------|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 第 一 次 審 査 | 参 加 表 明 出 書 等 | 実施要領等の配布 | 令和元年10月11日(金)～ 令和元年10月30日(水) |
| | | 参加表明書等に関する質疑の受付期間 (第1回質疑の受付) | 令和元年10月11日(金)～ 令和元年10月21日(月) |
| | | 質疑への回答期限 | 令和元年10月25日(金) |
| | | 参加表明書等の提出期限 | 令和元年10月30日(水) |
| | | 第一次審査 | 令和元年10月31日(木)～ 令和元年11月5日(火) |
| | | 結果の公表及び通知 | 令和元年11月6日(水) |
| 第 二 次 審 査 | 企 画 提 案 書 等 | 企画提案書等に関する質疑の受付期間 (第2回質疑の受付) | 令和元年11月7日(木)～ 令和元年11月11日(月) |
| | | 質疑への回答期限 | 令和元年11月15日(金) |
| | | 企画提案書等の提出期限 | 令和元年12月2日(月) |
| | | 第二次審査 (プレゼンテーション) | 令和元年12月上・中旬 |
| | | 結果の公表及び通知 | 令和元年12月中旬 |
| 契約締結 | | | 令和元年12月下旬 |

1 1 評価基準

評価基準は次のとおりとする。

① 第一次審査

| 評価項目 | | 評価の着目点 | | | | 評価点 |
|--------------|-------------------------------|---|--------------------------|--------|--------|------|
| | | 判断基準 | | | | |
| 第一次審査 | (1)企業の評価 | 技術職員数 | 技術職員数を評価する | | | 30点 |
| | | 有資格者数 | 有資格者数を評価する | | | |
| | | 同種－類似業務の実績 | 実績の種類－規模－件数について評価する | | | |
| | (2)配置技術者の資格 | 専門分野の技術者資格 | 各担当分野について、資格や実務経験により評価する | 主任技術者 | 建築（総合） | 30点 |
| | | | | | 構造 | |
| | | | | | 電気設備 | |
| 機械設備 | | | | | | |
| (3)配置技術者の技術力 | 同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場） | 次の順で評価する①同種業務の実績がある②類似業務の実績がある（上記①、②に加え携わった立場も評価する） | 管理技術者 | | 40点 | |
| | | | 主任技術者 | 建築（総合） | | |
| | | | | 構造 | | |
| | | | | 電気設備 | | |
| | | | | 機械設備 | | |
| 計 | | | | | | 100点 |

② 第二次審査

業務実施方針については、概ね前述のような内容の提案を求め、提案者の積極性や計画の妥当性等を評価する。

| 評価項目 | 評価の着目点 | | 評価点 | | |
|-------|--|-------------------------------------|--|--|-------|
| | | 判断基準 | | 合計 | |
| 第二次審査 | 業務実務方針及び手法 (評価にあたっては企画提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う) | 業務の取組姿勢及び実施体制 様式第 6-1 | 業務内容の理解度が高く、取組姿勢に積極性が見られる場合に優位に評価する。また、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。 | 25 点 | 100 点 |
| | | 本巣市庁舎整備基本方針を実現する具体的な整備方法 様式第 6-2 | 各課題について、その的確性(諸条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。 | 6-2 25 点 | |
| | | 事業費の縮減、ライフサイクルコストの縮減の考え方 様式第 6-3 | | 6-3 6-4 6-5 各 15 点 (合計 70 点) | |
| | | 利用しやすく市民に親しまれる庁舎の考え方 様式第 6-4 | | | |
| | | 防災拠点として有効な庁舎の考え方 様式第 6-5 | | | |
| | | 見積額 | | 提出された見積額を評価する。 | |

12 プロポーザル審査委員会

本プロポーザルの特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う予定である。

本巢市庁舎建設基本計画及び基本設計業務 プロポーザル審査委員会

＜委員構成＞

学識経験者 3名

市職員 4名

13 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (5) この要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

14 契約について

- (1) 契約の締結は、選定された最優秀提案者と市との間で、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法によることを原則とする。また契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって、契約するとは限らないことに留意すること。

最優秀提案者との協議が不調となった場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

- (2) 支払方法

ア 前金払 契約締結後、契約金額の3割以内を前払金として請求することができる。

イ 完成払 完成検査及び成果品引き渡しを完了した後に支払うものとする。

15 留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (5) 提出書類は参加表明者及び企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (6) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。

- (7) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (8) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について本巢市情報公開条例(平成 16 年本巢市条例第 8 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (9) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (10) 参加表明提出以後に参加辞退しても、以後における不利益な扱いはしない。
- (11) 本業務に関して、企画提案者が 1 者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (12) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、市から入手した資料及び知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (13) 本業務を受託したものが誠実に本業務を遂行した場合は、今後予定している新庁舎建設に係る実施設計業務及び工事監理業務について、協議の上随意契約を締結する予定である。それぞれの業務の委託料については、平成 31 年国土交通省告示第 98 号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」に準拠した方法により算定し、本巢市一般会計予算に計上される金額の範囲内とする。なお、令和 2 年度以降の予算及び事業計画の修正等により、業務の委託が不可能となった場合などには、実施設計業務及び工事監理業務の委託を実施しない場合がある。
- (14) 市では、新庁舎の建設にあたり、オフィス環境整備支援業務を別途委託する予定であり、設計業務の実施過程においては、当該業務の受託者との作業調整及び協議を行いながら、業務を実施することとします。また、建設敷地における測量、地質調査も別途実施する予定であり、調査完了後に結果を提供することとする。
- (15) 本プロポーザルの手続きについては、本実施要領に記載している事項のほか、公告及び業務委託仕様書、提出書類作成要領によるものとする。